

2018年度決算報告書

自 2018年7月18日

至 2019年3月31日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	120,852,925
前払金	3,002,184
流動資産合計	123,855,109
2 固定資産	
(1) 基本財産	
預金	3,000,000
基本財産 合計	3,000,000
(2) 特定資産	0
(3) その他固定資産	
什器備品	3,036,834
ソフトウェア	584,640
商標権	102,600
敷金	46,842,000
保証金	4,200,000
その他固定資産合計	54,766,074
固定資産合計	57,766,074
資産合計	181,621,183
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	27,854,049
預り金	1,366,111
短期借入金	200,000,000
賞与引当金	2,566,230
流動負債合計	231,786,390
2 固定負債	0
負債合計	231,786,390
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	△ 50,165,207
(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)
正味財産合計	△ 50,165,207
負債及び正味財産合計	181,621,183

正味財産増減計算書

2018年7月18日から2019年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
受取負担金	19,941,891
受取負担金	19,941,891
受取寄付金	3,000,000
受取寄付金	3,000,000
雑収益	143
受取利息	143
経常収益計	22,942,034
(2) 経常費用	
事業費	33,051,501
役員報酬	1,427,386
給料手当	8,628,531
賞与引当金繰入額	1,174,014
法定福利費	658,044
会議費	472,090
旅費交通費	335,041
通信運搬費	36,230
減価償却費	173,572
消耗品費	243,035
新聞図書費	35,079
印刷製本費	156,887
光熱水料費	20,987
賃借料	788,659
地代家賃	4,467,115
諸謝金	210,000
委託費	14,224,831
管理費	39,982,240
役員報酬	7,114,646
給料手当	11,715,812
賞与	1,000,000
賞与引当金繰入額	1,392,216
法定福利費	1,459,581
会議費	1,021,722
研修費	193,800
旅費交通費	596,921
通信運搬費	113,568
減価償却費	117,794
消耗品費	211,437
新聞図書費	31,229
印刷製本費	335,138
広告宣伝費	64,800
光熱水料費	11,805
賃借料	443,621
地代家賃	3,102,764
諸謝金	60,000
租税公課	148,021
支払手数料	154,764
委託費	9,689,861
支払利息	1,002,740
経常費用計	73,033,741

科 目	当 年 度
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 50,091,707
評価損益等計	0
当期経常増減額	△ 50,091,707
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 50,091,707
法人税、住民税及び事業税	73,500
当期一般正味財産増減額	△ 50,165,207
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	△ 50,165,207
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	△ 50,165,207

注 記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産
定率法による。
- b. 無形固定資産
定額法による。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
預金	—	3,000,000	0	3,000,000
特定資産	—	0	0	0
合 計	—	3,000,000	0	3,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
預金	3,000,000	(0)	(3,000,000)	(0)
特定資産	—	(0)	(0)	(0)
合 計	3,000,000	(0)	(3,000,000)	(0)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	3,308,040	271,206	3,036,834
ソフトウェア	604,800	20,160	584,640
商標権	102,600	0	102,600
合 計	4,015,440	291,366	3,724,074

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	-	2,566,230	0	0	2,566,230

独立監査人の監査報告書

2019年6月7日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

理 事 会 御 中

EY新日本 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小野寺 勝

当監査法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第124条第2項第1号の規定に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構の2018年7月18日から2019年3月31日までの2018年度の貸借対照表及び損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

一般財団法人日本民間公益活動連携機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2019年6月10日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

理事長 二宮 雅也 殿

一般財団法人日本民間公益活動連携機構

監 事 土岐 敦司

監 事 新澤 義一

私たち監事は、2018年7月18日から2019年3月31日までの2018年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を行いました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告書並びに計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上